

在宅医療PA講座

在宅医療PA・在宅医療マネジャー
育成プログラム応用編



1. 医療事務

- 保険制度、保険証、公費
- 算定の基本（基本点数）
- 算定の基本（在宅療養指導管理料）
- 薬剤・物品管理
- 算定の基本（介護保険医師居宅療養管理指導）



社会保険制度とは？

社会保険制度とは、私たちが生きていく上で避けられない「病気・けが」、「障害」、「老齢」、「介護」、「失業」などに対して皆でお金を出し合って支えていくための制度です。
公的な社会保険制度としては、以下の5種類があります。

医療保険	病気、けが、出産、死亡の際、必要な医療や現金を支給する制度	
年金保険	高齢になった（老齢年金）、障害により働く能力が失われた（障害年金）、家族を残して死亡した（遺族年金）といった場合に年金や一時金を支給する制度	
介護保険	加齢に伴い介護が必要になった方へサービスを提供する制度	
労働保険	雇用保険	失業した場合の再就職の促進、高齢者や育児・介護をする労働者のため職業生活のサポートや促進など、雇用に関する総合的な機能をもった制度
	労災保険	健康保険では扱われない業務上あるいは通勤途中の事故や災害により労働者が病気やけがをしたときなどに、必要な医療や現金を支給する制度

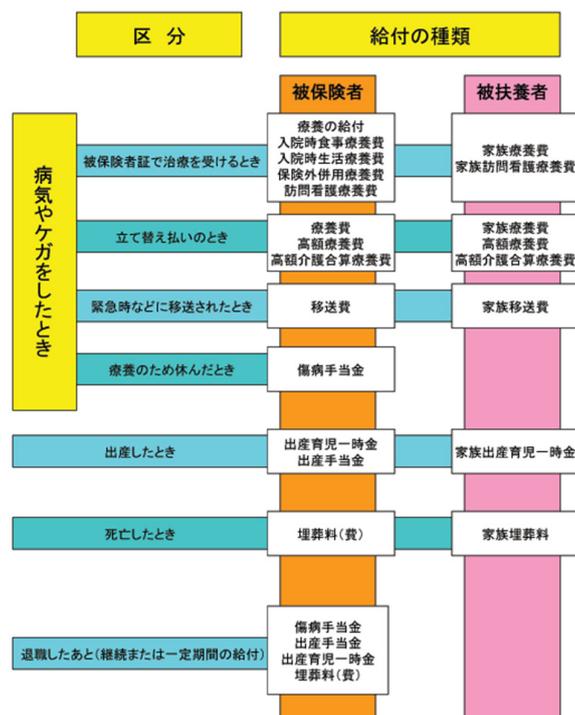
（公的）医療保険について

業務以外の事由により病気やけがをしたときは、保険で治療を受けることができる。

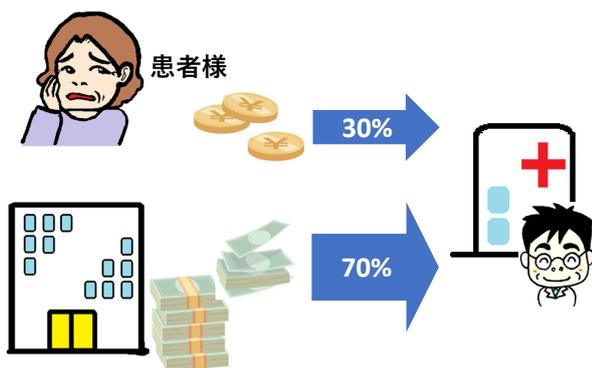
在宅医療も「療養の給付」

＝保険証（正しくは「被保険者証」）を医療機関に提示すると、決められた負担割合分だけ自己負担することになる。

→保険が使える診療のことを「保険診療」という



保険診療の流れ



保険者 (+税金)

医療機関は診療後に自己負担分（医療費の30%※）を患者様へ請求し、保険者からの分（医療費の70%）は、いわゆる「レセプト作業」により請求する

※ 通常の自己負担は3割。ただし、年齢や所得により1割や2割負担の人もある

保険診療の流れ

- 保険医療機関・保険薬局が**保険医療サービスの対価**として受け取る報酬が診療報酬
- 報酬は**全国一律（1点10円）**
- 厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会（中医協）の議論を踏まえて項目ごとの報酬を決める（**2年に1度の診療報酬改定**）

POINT 診療報酬は項目ごとの費用を決める以外に、どんな項目があるか（保険での）範囲・内容を定めるもの
→ **つまり、点数表にない項目は保険診療NG**

医療保険の種類

社保 (被用者保険)	全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)	主に中小企業従業員向けの健康保険
	船員保険	船員用の健康保険(乗船中の傷病の補償や行方不明の際の所得補償などがある)
	共済組合	主に公務員や警察官、学校職員向け
	その他	組合健保(主に大企業向け)、自衛官本人(家族は共済)、日雇健保や退職者向けの健保などがある
国保 (国民健康保険)	国民健康保険	市町村等が運営する、自営業や学生等で被用者保険に加入していない人向けの健康保険
	国民健康保険組合(国保組合)	医師や理容師、弁護士など同種事業に従事している組合員による健康保険
後期 (後期高齢者医療制度)		75歳以上は全員 (65歳以上でも寝たきり等の要件で後期認定を受けることができる)